

リーフレット『「財産債務調書制度」のあらまし』（令和5年9月）の正誤表

○2枚目（裏面）のうち、二重下線を付した箇所が訂正箇所です。

誤	正
<p style="text-align: center;"><b>誤</b></p> <p style="text-align: center;"><b>財産債務調書の提出にはe-Taxをご利用ください！！</b></p> <p>① <b>利用者識別番号の取得</b>  e-Taxをご利用いただくには、利用者識別番号（半角16桁の番号）が必要です。利用者識別番号は、パソコン又はスマホでWEBからマイナンバーカードを使って取得することができます。  なお、e-Taxソフトを利用すれば、税理士の方が納税者ご本人の利用者識別番号を代理で取得して、財産債務調書を送信することもできます。  ・詳しくは、e-Taxホームページの「<a href="#">ご利用の流れ</a>」をご確認ください。</p> <p>② <b>電子署名</b>  財産債務調書のデータを送信する際には、そのデータについて、納税者ご本人の電子署名を付与していただいております。  マイナンバーカードとスマホがあれば、スマホにインストールした「マイナンバーアプリ」で電子署名を付与して送信することができます。パソコンをお使いの方も、マイナンバーカードとスマホがあれば、「マイナンバーアプリ」でお使いのパソコンに表示されるQRコードを読み取ることで、ICカードリーダライタを使わずに電子署名を付与して送信することができます。  なお、次の条件を全て満たすと、税理士の方が納税者ご本人に代わって送信することができます。  ・基本情報の税理士等の利用者識別番号欄等に税理士の方の情報を入力する。  ・税理士の方が申告・申請等データに電子署名を付与する。  ・税理士の方が申告・申請等データを送信する。</p> <p>③ <b>e-Taxソフトのダウンロード（無料） ※パソコンの方</b>  e-Taxホームページからe-Taxソフトをパソコンにダウンロードしてください。財産債務調書は「法定調書関係」の税目から作成できます。</p> <p>④ <b>e-Taxソフトの利用者ファイルの作成 ※パソコンの方</b>  マイナンバーカードを利用してe-Taxソフトで利用者ファイルを作成してください。  ・<a href="#">e-Taxソフト操作マニュアル</a></p> <p>⑤ <b>財産債務調書データの作成・送信</b>  「財産債務調書」及び「財産債務調書合計表」の画面イメージを利用して、財産債務の情報を入力します。  作成が終わったら、データに電子署名を付与し、所得税の納税地等の所轄税務署宛に送信してください。</p> <p>⑥ <b>受付結果の確認</b>  送信後、受付結果（受信通知）がe-Taxのメッセージボックスに格納されますので、ご確認ください。</p> <p>⑦ <b>事前準備、送信方法などに関するお問合せ</b>  e-Tax・作成コーナーヘルプデスク：0570-01-5901  受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00  （休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）  お問合せの際には事前に、e-Taxホームページ「<a href="#">よくある質問</a>」をご確認ください。</p> <p><small>QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。  iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。  Androidの名称は、Google LLCの商標です。</small></p> <p style="text-align: right;">令和5年9月</p>	<p style="text-align: center;"><b>正</b></p> <p style="text-align: center;"><b>財産債務調書の提出には、パソコンからのe-Taxをご利用ください！！</b></p> <p>① <b>利用者識別番号の取得</b>  e-Taxをご利用いただくには、利用者識別番号（半角16桁の番号）が必要です。利用者識別番号は、パソコン又はスマホでWEBからマイナンバーカードを使って取得することができます。  なお、e-Taxソフトを利用すれば、税理士の方が納税者ご本人の利用者識別番号を代理で取得して、財産債務調書を送信することもできます。  ・詳しくは、e-Taxホームページの「<a href="#">ご利用の流れ</a>」をご確認ください。</p> <p>② <b>電子署名</b>  財産債務調書のデータをパソコンで送信する際には、そのデータについて、納税者ご本人の電子署名を付与していただいております。  なお、電子署名は、ICカードリーダライタを使用するほか、他メディアに保存された電子証明書を指定する方法で付与することができます。  また、次の条件を全て満たすと、税理士の方が納税者ご本人に代わって送信することができます。  ・基本情報の税理士等の利用者識別番号欄等に税理士の方の情報を入力する。  ・税理士の方が申告・申請等データに電子署名を付与する。  ・税理士の方が申告・申請等データを送信する。</p> <p>③ <b>e-Taxソフトのダウンロード（無料）</b>  e-Taxホームページからe-Taxソフトをパソコンにダウンロードしてください。財産債務調書は「法定調書関係」の税目から作成できます。  <u>（注）e-Taxソフト（WEB版）は、財産債務調書データの作成・送信ができないことにご留意ください。</u></p> <p>④ <b>e-Taxソフトの利用者ファイルの作成</b>  マイナンバーカードを利用してe-Taxソフトで利用者ファイルを作成してください。  ・<a href="#">e-Taxソフト操作マニュアル</a></p> <p>⑤ <b>財産債務調書データの作成・送信</b>  「財産債務調書」及び「財産債務調書合計表」の画面イメージを利用して、財産債務の情報を入力します。  作成が終わったら、データに電子署名を付与し、所得税の納税地等の所轄税務署宛に送信してください。  <u>（注）「確定申告書等作成コーナー」（パソコン又はスマホ）においても、所得税の確定申告書等を作成いただく際に、併せて財産債務調書データを作成し、e-Taxにより提出することが可能です。</u></p> <p>⑥ <b>受付結果の確認</b>  送信後、受付結果（受信通知）がe-Taxのメッセージボックスに格納されますので、ご確認ください。</p> <p>⑦ <b>事前準備、送信方法などに関するお問合せ</b>  e-Tax・作成コーナーヘルプデスク：0570-01-5901  受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00  （休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）  お問合せの際には事前に、e-Taxホームページ「<a href="#">よくある質問</a>」をご確認ください。</p> <p style="text-align: right;">令和5年9月</p>